

2025

11/3
より

A駐車場(車いす駐車場) のルール変更について



○A駐車場に駐車する際に、
「**A駐車場利用許可証**」が必要になります。

○許可証の有効期間は【2年間】です。

○許可証発行対象者



車イス
利用者



歩行困難者

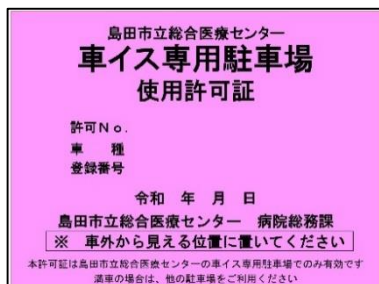


妊産婦
ベビーカー
利用者

○詳しくは病院HPへ → → →



旧



車いす許可証は
「A駐車場利用許可証」に
統合されます。

新

島田市立総合医療センター
A駐車場 利用許可証

許可No.
登録番号(1台目)
登録番号(2台目)
登録番号(3台目)

有効期限

令和〇年〇月〇日

※ 車外から見える位置に置いてください
裏面の注意事項をよくお読みください。

発行：病院総務課

【現在お持ちの許可証】は
令和7年12月31日まで
ご利用いただけます。

許可証の新規発行及び更新は

1階総合受付100または**オンライン申請**にて承ります

お問い合わせ先：病院総務課施設係 ☎0547-35-2111(代表)